

静岡県告示第84号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定に基づき次のとおり告示し、申請書及び同法第15条第3項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、令和元年7月31日までに、静岡県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和元年6月18日

静岡県知事 川勝平太

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
三井化学東セロ株式会社
東京都千代田区神田美土代町7
代表取締役 社長執行役員 貝出 健
- 2 産業廃棄物処理施設の設置場所
静岡県磐田市大久保887番112 外6筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
管理型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハ）
- 4 処理する産業廃棄物の種類
汚泥、紙くず
- 5 申請年月日
平成31年1月28日
- 6 縦覧場所
静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）
静岡県西部健康福祉センター衛生環境部環境課（〒438-8622 磐田市見付3599番地の4）
- 7 縦覧期間及び時間
令和元年6月18日から令和元年7月17日まで
縦覧の時間は開庁日の午前9時から午後5時までとする。
- 8 意見書に記載すべき事項
 - (1) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号
 - (2) 産業廃棄物処理施設変更許可申請者の名称及び廃棄物処理施設の種類
 - (3) 生活環境の保全上の見地からの意見
- 9 意見書の提出方法及び提出先
 - (1) 提出方法
持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効）とする。
 - (2) 提出先
縦覧場所と同じ